令和６年能登半島地震災害義援金のお取扱いについて

令和６年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。１日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

当金庫では、令和６年能登半島地震により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金のお取扱いをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

１．送 付 先

お客様の義援金は、日本赤十字社を通じて被災者の方々に配分されます。

振込依頼書には、必ず【寄付先（「能登半島地震災害義援金」）】をご記入ください。

２．取扱期間

令和６年１月 11 日（木）～令和６年６月 28 日（金）

３．お振込先

天草信用金庫／センター

別段預金　能登半島地震災害義援金

４．振込手数料

無　料

※詳しくは窓口にてお尋ねください。

≪所得税等の寄付金控除の手続をとられる方へ≫

日本赤十字社が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。
お申出のありました方には、日本赤十字社から後日、直接受領証が郵送されます。

夢・希望・未来
天草信用金庫